下水道用地一時使用届出書取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、当課所管の下水道用地の占用等に該当しない下水道用地 使用について、下水道用地一時使用届出書を使用者から提出してもらうこと により、下水道用地の使用状況を適切に把握するとともに、下水道用地の管 理に役立てることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領における定義は、下記のとおりとする。
 - (1) 当課所管の下水道用地の占用等とは、下水道条例(昭和38年4月1日 法律第79号)に規定する公共下水道用地及び都市下水路用地の占用、千 葉市法定外水路条例(平成17年3月22日条例第18号)に規定する法定 外水路の占用、千葉市公有財産規則(昭和40年4月1日規則第11号) に規定する行政財産(下水道用地)の目的外使用をいう。
 - (2) 下水道用地一時使用とは、下水道用地の占用等に該当しない下水道用 地の一時的な使用で、次の使用をいう。
 - ① 番組・映画撮影
 - ② 民地の工事に係る重車両等の駐車
 - ③ 神輿渡御の為の通行止め等
 - ④ 街頭募金等
 - ⑤ その他市長が特に認めるもの

(届 出)

- 第3条 市長は、前条第2号の下水道用地一時使用を行う者に対し、下記の書類を添付した下水道用地一時使用届出書を届け出させるものとする。
 - (1) 位置図
 - (2) 使用状況がわかる図面
 - (3) その他市長が必要と認めるもの
- 第4条 一時使用届出を行う者は、使用料を免除する。

附則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。